

[法令名称] 上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法

[発布機関] 上海市人民政府

[発布番号] 滬府発〔2008〕33号

[発布日] 2008-08-23

[施行日] 2008-09-01

[時限性] 現行有効

[效力等級] 地方性規則

[全文]

上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法

第一章 総則

第一条 「投資体制改革に関する国务院による決定」及び国家発展改革委が公布した「外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法」に基づき、本市の実情を勘案し、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は、本市にある中外合弁、中外合作、外商独資、外国投資家による国内企業の買収合併、外商投資企業の増資などの各種外商投資プロジェクトの認可に適用する。

外商投資プロジェクトの認可について、国に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第三条 市外商投資プロジェクト主管機関、市政府が確定する機関、及び区（県）政府外商投資プロジェクト主管機関を、本市における外商投資プロジェクト認可機関とする（以下、「プロジェクト認可機関」という）。

市政府が確定する機関には、外高橋保稅区管理委員会、張江ハイテク園区管理委員会、化学工業区管理委員会、臨港ニュータウン管理委員会、洋山保稅港区管理委員会、長興島開發建設管理委員会弁公室、国务院が上海での設立を許可した輸出加工区管理委員会などが含まれる。

第四条 「外商投資産業指導目録」の分類に従い、総投資額が1億米ドル以上の奨励類、許可類のプロジェクト、総投資額が5000万米ドル以上の制限類のプロジェクト、

及び他の個別規定があるプロジェクトは、市外商投資プロジェクト主管機関が責任を持って審査した後、国家発展改革委に提出し認可を受ける。

市外商投資プロジェクト主管機関は、本市の権限内にある外商投資プロジェクトの認可をつかさどる。

市政府が確定する機関は委託に基づき、所属区域内の総投資額 1 億米ドル未満の奨励類、及び許可類の工業プロジェクトと他の 3000 万米ドル未満の奨励類、及び許可類プロジェクトの認可を行う。

浦東新区は、所属区域内の本市の権限内にある奨励類、及び許可類プロジェクトの認可を行う。

中心市街区は、その所属区域内の総投資額 1 億米ドル未満の奨励類、及び許可類のサービス業プロジェクト、及び他の 3000 万米ドル未満の奨励類、及び許可類のプロジェクトの認可を行う。

近郊地域（県）は、その所属区域内の総投資額 1 億米ドル未満の奨励類、及び許可類の工業プロジェクト、及び他の 3000 万米ドル未満の奨励類、及び許可類プロジェクトの認可を行う。

全市の総合的な均衡を保つため、政府が価格設定したインフラストラクチャー及び社会事業などの分野に係る外商投資プロジェクトは、市政府の関係規定に基づき認可する。

第二章 認可手順

第五条 プロジェクト申請者は、本弁法第四条の規定に従い、プロジェクト認定機関にプロジェクト申請報告しなければならない。その中で、認可権限に基づき国家発展改革委と国務院が認可を行うプロジェクトについては、単列計画企業集団と中央管理企業は、プロジェクト申請報告を直接に国家発展改革委に提出することができ、その写しが市外商投資プロジェクト主管機関に送付される。

第六条 プロジェクト認定機関が外商投資プロジェクト申請報告を受理する時、本市の各業種を主管する部門の意見を求める必要がある場合、本市の各業種主管部門に関係資料と共に意見募集書を送付しなければならない。本市の各業種主管部門は、

上記書類を受け取った日から 7 業務日以内にプロジェクト認定機関に書面で意見を提出しなければならない。

第七条 プロジェクト認可機関は、評価論証の必要がある重点的な問題に対しては、外商投資プロジェクト申請報告を受理した日から 5 業務日以内に、資格を有するコンサルティング機関に評価論証を委託しなければならない。委託を受けたコンサルティング機関は、プロジェクト認可機関が定める期間内に、プロジェクト認可機関に評価報告書を提出しなければならない。

第八条 国家が認可する外商投資プロジェクトは、市外商投資プロジェクト主管機関が受理した日から 20 業務日以内に審査を終えた後で国家発展改革委に送付する。

本市が認可するプロジェクトについては、プロジェクト認可機関がプロジェクト申請報告を受理した日から 20 業務日以内に、当該プロジェクト申請報告に対する審査を終えなければならない。

20 業務日以内に審査を終え国家発展改革委に送付することができず、又は、認可の決定を下せない場合、プロジェクト認可機関の責任者は 10 業務日の期限延長を許可し、併せて期限延長の理由をプロジェクト申請者に示さなければならない。

本条第一項、第二項、第三項に定める認可期限には、コンサルティング機関に評価を委託する期間は含まない。

第九条 プロジェクト認可機関は権限により、認可した外商投資プロジェクトに対し書面で認可文書を交付する。認可しないプロジェクトについては、プロジェクト申請者に対し、不認可の理由と法律に従い行政再議又は行政訴訟を提起する権利があることを書面により通知しなければならない。

第十条 プロジェクト認可機関は、認可文書を交付すると同時に、プロジェクトの基本情報、認可文書本文などの写しを本市固定資産投資プロジェクト管理情報システムにて市外商投資プロジェクト主管機関に送付しなければならない。

プロジェクト認可機関が認可した総投資額が 3000 万米ドルを超える外商投資プロジェクトは、市外商投資プロジェクト主管機関より、認可された日から 20 業務日以内に、プロジェクト許可文書の写しを国家発展改革委に送付する。

第三章 プロジェクト申請報告

第十一条 プロジェクト申請報告は、国家発展改革委が定めた関係規定のプロジェクト申請報告様式に基づき作成しなければならない。プロジェクト申請報告の主な内容は次の通りである。申請報告主体及びプロジェクトの概況、発展計画、産業政策と業種参入の分析、資源開発及び総合利用の分析、省エネ計画の分析、建設用地、土地収用による立退き及び住民の立退き先手配の分析、環境と生態影響の分析、経済に与える影響の分析、社会に与える影響の分析など。

第十二条 外商投資プロジェクト申請報告には、以下の書類を添付しなければならない。

- (一) 投資を行う中外各方の企業登録証(営業許可証) 商務登記証及び監査を経た直近の企業財務諸表(貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書を含む) 取引銀行が発行する資金信用証明書
- (二) 投資意向書、増資又は買収合併プロジェクトに関する董事会の決議
- (三) 銀行が発行する融資意向書
- (四) 計画部門が交付する都市計画意見
- (五) 不動産部門が交付するプロジェクト用地事前審査意見
- (六) 環境保護部門が交付する環境影響評価文書に対する審査認可意見
- (七) 国有資産又は土地使用权で出資する場合、主管部門が交付する確認文書
- (八) 関係法律法規に定められた他の必要文書

第四章 認可の条件及び効力

第十三条 プロジェクト認可機関による外商投資プロジェクト申請報告に対する認可条件は以下の通りである。

- (一) 国の関連法律法規、「外商投資方向の指導規定」、「外商投資産業指導目録」と本市の関係規定に適合すること
- (二) 国民経済と社会発展の中長期計画、業種計画及び産業構造調整政策の要求に適合すること
- (三) 公共利益と独占禁止に関する国家の規定に適合すること
- (四) 土地利用計画、都市総体計画、環境保護政策の要求、及び省エネ審査政策の要求に適合すること
- (五) 国規定の技術、工程基準の要求に適合すること
- (六) 国の資本プロジェクト管理、外債管理に関する規定に適合すること

第十四条 外商投資プロジェクト申請者は、プロジェクト認可機関が交付する認可文書を

用い、法律に従い、土地使用、都市計画、品質監督管理、安全生産、資源利用、企業設立（変更）、資本プロジェクト管理、設備輸入及び適用される租税政策などの手続きを行う。

認可を経ていない外商投資プロジェクトに対しては、不動産資源、都市計画、品質監督管理、安全生産監督管理、工商、税関、税務、外貨管理などの部門は関係手続きを受理しない。

第十五条 プロジェクト認可機関が交付する認可文書の有効期限は 2 年とする。有効期間満了 30 日前に、プロジェクト申請者は 1 年間延長を申請することができる。有効期間内では、認可文書はプロジェクト申請者が本弁法第十四条に列挙する関係手続きの根拠となる。有効期間満了後に、上述の手続きを行うときは、プロジェクト認可機関が交付する延期を認める文書も同時に提出しなければならない。

第十六条 外商投資プロジェクト申請者がプロジェクトを分割し、又は偽の資料を提供するなどの不正な手段を用いてプロジェクト認可文書を取得した場合、プロジェクト認可機関は当該プロジェクトに対する認可文書を取り消すことができる。

第十七条 プロジェクト認可機関は、外商投資プロジェクト申請者のプロジェクト執行状況に対し監督検査を行い、調査し確認された問題については、法律に基づき処理することができる。

第五章 変更及びその認可

第十八条 プロジェクト認可機関が認可した外商投資プロジェクトが、次に掲げる状況のいずれか 1 つに該当する場合、元のプロジェクト認可機関に変更を申請しなければならない。

- (一) 建設場所に変化が生じた場合
- (二) 出資者、又は株式変更が生じた場合
- (三) 主要な建設内容、及び主要製品に変化が生じた場合
- (四) 総投資額が元々認可された投資額の 20% を超えた場合
- (五) 関係法律法規と産業政策の規定により、変更の必要があるその他の情況

第十九条 認可変更手順は本弁法第二章の規定に照らして、執行する。

第六章 附則

第二十条 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の投資家が本市で行う投資プロジェクトは、本弁法を参照して執行する。

第二十一条 企業の便宜を図り、効率を高め、外商投資プロジェクトに対する認可と企業の契約・定款の審査許可を同時に受理することができ、並行して取扱うことができる。

第二十二条 本弁法は市発展改革委が解釈の責任を負う。

第二十三条 本弁法は2008年9月1日から施行する。

上海市発展改革委員会
2008年8月22日

- 概况 >
- 理念
- 目标
- 文化
- 技术
- 客户

概要介绍 - 概况

里兆律师事务所创建于2005年。

里兆律师事务所的创始合伙人以及其他众多人员都有在中国大型律师事务所工作的经历，我们长期为众多具有国际性背景的客户提供专业法律服务，凭借多年积累的执业信誉与业务经验，已经深得客户之信任。

里兆律师事务所的律师在公司、商业、并购、资产重组、外商直接投资、银行、不动产、外汇、知识产权、产品质量责任、清算、破产、劳动、民商事诉讼、仲裁等诸多领域拥有出色的业绩，我们通过与客户进行深入的沟通、与客户一同工作，来有效的帮助客户解决众多问题，实现客户的商业安排。

在这个竞争的时代，我们愿意依托专业技能与敬业精神，与客户并肩努力，分享成功的荣耀。

[LeeZhao Newsletters_Issue 127_20081025-20081031](#)

(2008-11-03)

里兆律师事务所简介电子版下载

若无法阅读PDF文件，请下载相关免费软件



- [简略版 \(PDF\)](#)
- [详细版 \(PDF\)](#)



[版权声明](#) | [隐私权政策](#) | [免责声明](#) | [网站地图](#) | [备案信息](#) | [友情链接](#)

© 2005 LeeZhao 版权所有，未经许可不得转载，摘编等。